

佐賀県告示第二百五十二号

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第九条の二第一項の規定により、平成二十三年佐賀県告示第百五十一号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成二十三年三月十一日から同年九月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十日とする。

平成二十三年九月二日

佐賀県知事 古川 康

都道府県名	地域
岩手県	盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村

	<p style="text-align: center;">宮城県</p>	
	<p>二本松市 相馬市 喜多方市 須賀川市 白河市 いわき市 郡山市 会津若松市 福島市</p>	<p>九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町 仙台市 塩釜市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町</p>

福島県

伊達市
本宮市
伊達郡桑折町
伊達郡国見町
安達郡大玉村
岩瀬郡鏡石町
岩瀬郡天栄村
南会津郡下郷町
南会津郡桧枝岐村
南会津郡只見町
南会津郡南会津町
耶麻郡北塩原村
耶麻郡西会津町
耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町
河沼郡会津坂下町
河沼郡湯川村
河沼郡柳津町
大沼郡三島町
大沼郡金山町
大沼郡昭和村
大沼郡会津美里町
西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村
西白河郡中島村
西白河郡矢吹町
東白河郡棚倉町
東白河郡矢祭町
東白河郡塙町
東白河郡鮫川村
石川郡石川町
石川郡玉川村
石川郡平田村
石川郡浅川町
石川郡古殿町
田村郡三春町
田村郡小野町
相馬郡新地町